

# 広島県スキー連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

**第1条** この団体は、広島県スキー連盟（以下「本連盟」という。）といい、外国に対してはSKI ASSOCIATION OF HIROSHIMA（略称 S.A.H.）という。

(事務所)

**第2条** 本連盟の事務所は、広島県広島市西区東観音町1番24-401号内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本連盟は、広島県内におけるスキー（以下、スノーボードを含む。）界を統轄し、代表する団体として、スキーの普及並びに振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本連盟は、前条の目的を達成するために次の名号に掲げる事業を行う。

- (1) 全日本スキー選手権大会及び国民体育大会広島県予選並びに広島県スキー選手権大会及び各種スキー競技会の主催又は後援に関する事
- (2) スキー技術に関する講習会・検定会・講演会・研究会・展覧会・映画会などの主催又は後援に関する事
- (3) スキー競技力の向上及び代表選手の派遣等に関する事
- (4) スキー指導者の養成及び公認資格の認定に関する事
- (5) スキーに関する安全対策及び傷害防止策に関する事
- (6) スキー功労者及び優秀競技者の表彰に関する事
- (7) スキーに関する刊行物の発行に関する事
- (8) 財団法人全日本スキー連盟（以下「SAJ」という。）、全日本スキー連盟西日本ブロック協議会及び財団法人広島県体育協会に加盟する
- (9) その他、本連盟の目的達成に関する事

## 第3章 所属団体及び会員登録

(所属団体)

**第5条** 次の各号に掲げる団体で、本連盟の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において同意を得て、所属団体となることかできる。

- (1) 任意の個別クラブ及び企業クラブ又はスキー部
  - (2) 市町村を単位とした体育協会スキー部又はスキークラブ
- 2 加盟しようとする団体は、名称・所在地・代表者・評議員候補者氏名・事務担当者住所氏名・会員名簿・会則及び別に定める入会金を添えて、会長あて申込むものとする。

(資格喪失)

**第6条** 所属団体は、次の各号の一に該当する事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 団体の解散
- (3) 除名

(脱退及び解散)

**第7条** 所属団体が脱退又は解散しようとするときは、その理由を付して脱退願又は解散願を提出し、理事現在数の過半数の同意を得なければならない。

(除名)

**第8条** 所属団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会の議決を経て、会長がこれを除名する。

- (1) 本連盟の所属団体としての義務に違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷付け又は本連盟の目的に違反する行為があったとき
- (3) 次条の負担金を2年以上滞納したとき

(負担金)

**第9条** 所属団体は、理事会及び評議員会の議決に基づき、別に定める負担金を、毎年納入しなければならない。

2 既納の負担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員登録等)

**第10条** 本連盟から会員として認定を受けようとする者は、本連盟に登録し、別に定める登録料を毎年納入しなければならない。

- 2 本連盟に登録した者は、SAJ 会員として登録される。
- 3 会員登録に関する規定は、SAJ の規定を準用する。

#### 第4章 役員・評議員及び職員

(役員)

**第11条** 本連盟には、次の各号に掲げる役員を置く

- (1) 理事38名以上42名以内とし、理事には会長1名・副会長若干名、理事長、副理事長、常任理事若干名を含むものとする。ただし、事務局長は、常任理事に含むものとする。
- (2) 監事2名以上 3名以内

(役員を選任)

**第12条** 会長及び副会長は、評議員会でこれを選任する。

- 2 会長、副会長以外の理事は、評議員会において、評議員中より、備北地区3名、備南地区3名、芸北地区3名、芸南地区3名、広島市地区7名、佐伯地区3名、学連1名、高体連1名、中体連1名、計25名を選任し、別に会長推薦理事若干名を評議員会に推挙し選任することができる。
- 3 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選で定める。
- 4 事務局長は、理事長が常任理事会に諮り、委嘱する。
- 5 監事は、評議員会で選任する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。
- 6 前各項の役員は、選任と同時に理事又は監事に就任する。
- 7 前各項の役員は、本連盟の会員であること。
- 8 役員の前任期は、選任時において原則として満68才とする。ただし、スキー関係の上部団体の就任者は当該団体の規定及びその他必要により延長することができる。

- 9 前各項に定めるもののほか、その他役員の選出に関する事項については、評議員会及び理事会の議決を経て別に定める。

(理事の職務)

**第13条** 会長は、本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は、全長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、副会長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐し理事会の議決に基づき本連盟の業務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の時は代理する。
- 5 常任理事は、諸業務を企画し、会議に諮り、執行し、その成果をまとめる。
- 6 理事は、理事会を組織して、本連盟の業務を議決し、執行する。
- 7 事務局長は、本連盟の運営に関する一切の事務を処理する。

(監事の職務)

**第14条** 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 財産状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会に報告すること
- (4) 前号の報告をする必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

**第15条** 本連盟の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員解任)

**第16条** 役員が、次の各号に該当するときは、理事及び評議員の現在数各々の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

**第17条** 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員選任)

**第18条** 本連盟には、評議員候補を所属団体より1名推挙する。ただし、第12条により、役員に選任された場合には、当該所属団体より、代わりの評議員候補を1名推挙する。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 評議員の任期及び解任については、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合においては、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

**第19条** 評議員は、評議員会を組織して、この規約に定める事項を審議するほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

(事務局)

**第20条** 本連盟の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の運営に関する事項は別に定める。

## 第5章 名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

**第21条** 本連盟には、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 前項の名誉会長等は、理事会及び評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 任期は、2年として、再任を妨げない。

## 第6章 会 議

(理事会)

**第22条** 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求されたときは、会長はその請求があった日から21日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

- 2 理事会に付議する事項は、開催日の7日以前に理事に通知しなければならない。ただし緊急を要し、やむを得ないと認められる場合は、その限りでない。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

**第23条** 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事に付き書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(常任理事会)

**第24条** 理事会からの委託を受けた日常の会務を処理するため、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長及び常任理事をもって構成し、会長が随時これを召集し、理事長が議長となる。
- 3 定足数等は、前条の「理事会」を「常任理事会」と読み替えるものとする。

(評議員会)

**第25条** 次の各号に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (3) 基本財産についての事項
  - (4) 長期借入金についての事項
  - (5) 第1号・第3号及び前号に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
  - (6) その他、本連盟の業務に関する重要な事項で、理事会において必要と認めるもの
- 2 前2条の規定は、評議員会についてはこれを準用する。この場合においては「理事会」「理事」を各々「評議員会」、「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の成立は、評議員現在数の2分の1以上とし、委任は出席とみなし、議長は会長とする。

(議事録)

**第26条** すべての会議には、議事録を作成し、これを保存する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

**第27条** 本連盟の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 所属団体の負担金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種類)

**第28条** 本連盟の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の保管)

**第29条** 本連盟の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

**第30条** 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、本連盟の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

**第31条** 本連盟の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

**第32条** 本連盟は、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(所属団体負担金)

**第33条** 所属団体負担金は、理事会及び評議員会において決定する。

(事業計画及び収支予算)

**第34条** 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し理事会の議決を経なければならぬ。

2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

**第35条** 本連盟の収支決算は、事務局長が作成し、財算目録・事業報告書及び財産増減事由書と共に、監事の意見を付け、毎会計年度終了後2か月以内に、理事会の議決を経て評議員会に報告しなければならない。

2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

**第36条** 本連盟が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

**第 37 条** 第 30 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

**第 38 条** 本連盟の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり 7 月 31 日に終る。

## 第 8 章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

**第 39 条** 本連盟の事業運行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会を置くことができる。

2 前項の規定による委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

(特別委員会)

**第 40 条** 本連盟の事業遂行上必要な特定事項の調査、調整等を行うために、理事会の議決に基づき、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

**第 41 条** この規約は、理事及び評議委員の各々の現在数の 3 分の 2 以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散)

**第 42 条** 本連盟の解散は、理事及び評議員の各々の現在数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

**第 43 条** 本連盟の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員現在数各々 4 分の 3 以上の議決を経て、本連盟の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第10章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

**第44条** 本連盟の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、それらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 規約
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 庶務日誌
- (8) 官公署往復書類及び競技成績の記録
- (9) その他の必要な書類及び帳簿

(細則)

**第45条** この規則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に決める。

### 附則

- 1 この規約は、45. 5. 31、49. 10. 1、53. 10. 1、59.7.7に改正し、施行。
- 2 この規約は、昭和59年10月13日から施行する。なお、従前の規約は廃止する。

### 附則

- 1 平成4年4月11日から施行する。
- 2 第9条による加盟団体負担金を次のとおり改定する。
  - (1) 第5条第2項第1号の加盟団体については、30,000円とする。
  - (2) 第5条第2項第2号の加盟団体については、120,000円とする。

### 附則

この規約は、平成6年7月30日から施行する。(第9条)

### 附則

- 1 この規約は、平成13年6月9日から施行する。
- 2 第12条第8項に関する従前の規定は廃止する。

### 附則

- 1 この規約は、平成15年7月19日に改正し、第2条に定める事務所は平成15年8月1日から適用する。

### 附則

- 1 この規約は、平成16年7月1日に改正し、平成16年7月1日から適用する。

### 附則

- 1 この規約は、平成18年10月15日に改正し、平成18年10月15日から適用する。

### 附則

- 1 賛助会員を募り賛助金を募ることとし、当該業務は事務局長に委嘱し賛助金は一般会計に繰り入れる。また、事務局長は会計報告をおこなうこととする。
- 2 この規約は、平成23年1月15日に改正し、平成23年1月15日から適用する。

# 広島県スキー連盟旅費規則

(目的)

**第1条** この規則は、広島県スキー連盟（以下「本連盟」という。）の公務のために旅行した書に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

**第2条** 本連盟の公務として出張した者に対して旅費を支給する。ただし、大会及び研修旅行に対しては予算の範囲内において支給する。

2 各委員金主管の会議のための旅費については、予算の範囲内において支給する。

(旅費の種類)

**第3条** 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、日当、雑費及び宿泊料とする。

(旅費の計算方法)

**第4条** 旅費は、住居地又は勤務地から会場までの最も経済的な通常の経路及びその方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現状によって経路及び方法によって計算する。

2 同一郡、市の旅行は旅費を支給しない。

3 旅費計算上の旅行日数は、公務のために現に要した日数による。

(鉄道賃)

**第5条** 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ、別表1に掲げる定額によって支給する。

(船賃)

**第6条** 船賃は、水路旅行について路程に応じ、別表1に掲げる定額によって支給する。

(車賃)

**第7条** 車賃は、陸路旅行について定期バス実費とし、定期バスのない場合は、陸路に応じ、別表1に掲げる定額によって支給する。ただし、車賃は全路程を通算して計算し、1km未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

2 大会、研修会、合宿等において役員又は講師等が5人以上出張するもので、自家用車によって旅行する場合は、別表2により、2人以上が同車で旅行しても1人ずつ定額で往復車賃を支給する。ただし、行事地域において駐車料が必要な場合は、領収書により実費を支払うものとする。

3 前各項の車賃の場合、自家用車を使用して事故等が生じても、本連盟は、責任を一切負わないものとする。

(航空賃)

**第8条** 航空賃は、航空機を使用することによって、1泊以上旅行期間が短縮される場合に使用を認め、支給する。ただし、事前に各本部長に届け出なければならない。

(日当及び雑費)

**第9条** 日当及び雑費は、旅行中の日数に応じ別表1に掲げる1日当たりの定額により支給する。ただし、常任理事会、理事会、委員会については、日当及び雑費は支給しない。

(宿泊料)

**第10条** 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ別表1に掲げる定額により支給する。

2 団体で宿泊する場合は、団体の料金とする。

(その他)

**第11条** この規則の施行上の運用についての必要な事項については、常任理事会において定める。  
(規則の改廃)

**第12条** この規則の改廃は、理事会の議決による。

**附則**

- 1 この規則は、昭和59年1月8日から施行する。
- 2 平成4年4月11日改正
- 3 この規則は、平成7年10月21日から施行し、平成7年10月1日から適用する。
- 4 この規則は、平成8年10月26日から施行し、平成8年10月1日から適用する。
- 5 この規則は、平成18年10月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**別表 1**

鉄道運賃	船賃	車賃	航空賃	日当	雑費	宿泊賃
実質実費	普通運賃 実費 100km以上は新幹線利用可	1車両 1kmにつき30円 第7条第2項除く	普通運賃 往復割引 実費	1日につき 1,000円	1日につき 500円	1泊 7,000円 ただし、広島市を除く政令指定都市以上 9,000円

**別表 2** (旅費規則第7条第2項の場合の往復車賃)

単位：円

地域区分	行事地域	広島地域	芸北地域	比婆地域	佐伯地域
A 広島地区 (広島・廿日市市、安芸郡)		500	3,000	4,000	1,000
B 佐伯地区 (大竹市・廿日市市の一部)		1,000	3,000	4,000	500
C 山県地区 (山県郡)		3,000	500	3,000	1,000
D 三次地区 (三次市、安芸高田市)		3,000	1,500	1,500	2,000
E 比婆地区 (庄原市)		4,000	3,000	500	4,000
F 三次地区 (三次市、世羅郡、神石郡)		4,000	1,500	1,500	2,000
G 福山地区 (福山・府中・尾道・三原・因島の各市)		3,000	4,500	3,000	4,500
H 賀茂地区 (東広島・竹原市)		1,000	3,500	3,500	3,000
I 呉地区 (呉市、江田島市)		1,000	4,000	4,500	3,600

行事地域： 広島地域 (広島市及びその近郊)  
芸北地域 (芸北地区、戸河内地区、大朝地区、瑞穂等の各スキー場等)  
比婆地域 (比婆部内の各スキー場等)  
佐伯地域 (廿日市市の各スキー場等)